

中国子会社再編の基本 (2) 持分譲渡

チャイナ・インフォメーション 21 笥武雄

1. 概要

「持分譲渡」とは、出資親会社が出資持分¹を他に売却譲渡して子会社の経営から撤退する方法である。個別の資産譲渡とは異なり、企業経営を包括的に譲渡する(企業売却、M&Aとも呼ばれる)方法で、子会社は清算されず、出資者変更の登記手続きを済ませた後も引き続き存続することとなる。

基本的な規定は「中国公司法」(2006年1月改正施行)第3章に定められている。

2. 譲渡決議

持分譲渡(出資者交替)は経営の重要決議事項として中国法と企業定款にもとづき現地法人の経営会議²で決議されなければならない。ただし、持分譲渡の実務には共同出資者との協議、譲渡相手探し、公認会計士による公正価格評価、譲渡条件交渉と契約締結など実務に長い時間を要するため、正式決議は対内的にも対外的にも実質的に持分譲渡契約が確定した後の最終的なステップと考えるべきだろう。

3. 課題とリスク

(1) 譲渡相手探し

中国国籍を持つ個人には外商投資企業への出資が認められていないほかは、中国企業や組織、外国企業(香港台湾を含む)、外国籍個人(外国籍に帰化した中国人を含む)のいずれへも譲渡可能である。最近ではM&A相手探しを取り扱う会計事務所、金融機関、商社、コンサルタント会社等も少なくない。

ただし、合弁会社等で他に共同出資者が存在する場合は、中国法上は共同出資者に「優先購入権」が認められているため、具体的な譲渡価格等の条件を文書で各共同出資者に呈示し、個別に不購入の正式な意思表示を受けなければ、外部第三者への持分譲渡手続きを進めることはできない。

(2) 価格評価(Due Diligence)

基本的には買い手側が中国政府に登録された公認会計士(中国語で「審計士」資格)に依頼して、持分譲渡価格の公正評価報告書を作成する。譲渡価格評価は現金、建物、機械設備、在庫品・仕掛品等の固定資産評価だけでなく、土地使用権、売掛債権・債務、内部留保利益、配当実績・予想、含み損益、技術ノウハウ、工業所有権、営業権(のれん代)、不良債権など無形資産も評価の対象となる。また、国有資産が含まれていた場合は、別に政府鑑定機関による

国有資産鑑定評価が義務付けられている。

併せて、譲渡後の経営も考慮して労使関係、訴訟関係などの調査も行われる³。

(3) 破産処理への移行

上記の価格評価作業を進める中で、企業がすでに債務超過に陥っていることが判明した場合は、法律上の破産処理(裁判所管轄)となる。その意味でも買い手側による慎重な価格評価、調査が必要である。

(4) 譲渡代金の受け渡し

持分譲渡の当事者が双方とも日本企業の場合、代金は日本国内での受払となる。日本企業が中国企業に持分譲渡する場合、譲渡代金は中国から日本への海外送金となり、買い手側の中国企業が外貨管理局から資本送金の事前許可⁴を取得していなければ、契約・登記が成立していても海外送金はできない。

(5) 税務上の取扱い

中国では持分譲渡に増値税は課税されず、譲受側は支払金額をそのまま出資金として資産計上する。他方、譲渡側には企業所得税が課税され⁵、中国に恒久的施設を有しない外国企業に対する税率は10%（「中国企業所得税法」第4条）とされている。譲渡側は日本国内でも法人税法にしたがい譲渡益課税の対象となるが、中国で納税された企業所得税については外国税額控除が適用される。

(6) 中国税務当局による清算監査

外国企業が出資持分を全額、合弁相手等の中国企業に譲渡するケースでは、中国法上の企業性質が「外商投資企業」から「中国居民企業」(100%中国内資企業)へと転換することになる。このような場合、実務上は営業許可証の再取得が必要となるため、法人設立申請から各種登記手続きまで全てやり直す必要が生じ、時間と費用を要することになる⁶。さらに外資企業に認められていた優遇制度はすべて取り消され、「外資撤退」に併せ中国税務当局による清算監査が実施されるケースも多い。税務局の清算監査が完了するまでの間、譲渡契約手続き、出資者変更登記が済んでいても、譲渡代金の送金は認められない。

(7) 出資者変更登記先行のリスク

中国の外資企業登記制度においては、登記が先行し資本金の払い込みは「後払い」が基本とされている。さらに今年に入ってから登記制度改革により、資本金払込証明(验资証明)も提出不要となったため、上記(3)(4)(6)などの事情により出資者変更登記だけが合法的に先行してしまうリスクも考えられる。

(8) 日本税務当局による海外関連者寄付金課税

日本親会社では持分譲渡完了にともない、本社帳簿の出資金勘定を清算することになる。基本的には取得価額を上回る場合は益金課税、下回る場合は損金処理となろうが、出資持分譲渡

価格が公正適正なものであったか、また正当な契約、政府許認可、登記手続きにより手続きが合法的に完了しているか等、日本税務当局が納得し得る証明記録書類を本社サイドでも揃えておかなければ、益金算入、海外関連者に対する贈与・寄付金課税等とみなされてしまう税務リスクがある。特に持分譲渡が関連会社間で実施された場合、含み損益や営業権などの無形資産評価も含めて移転価格税制の対象となる。

次回に続く

本レポートの目的は情報の提供であり、何らかの行動を勧誘するものではありません。本レポートに記載されている情報は、執筆者個人が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ご利用に際してはお客様ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。本レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。本レポートの無断転載・複製を禁じます。

-
- 1 通常、中国子会社は有限会社であり株券を発行せず、代わりに董事長名の出資証明書を出資者に交付している。
 - 2 合弁合作形態企業の場合は董事会全員一致、100%外資企業形態の場合は出資者会議3分の2以上の重要決議事項。
 - 3 中国の場合は経営者の個人信用調査も重要。
 - 4 中国の外貨管理法上、企業売却を含むすべての外為資本取引には外貨管理局の事前送金許可が必要。
 - 5 中国税務当局が定める「特別税務処理」(簿価のまま譲渡)を事前に認可取得すれば税務上の負担は無いが、①税務当局の認める合理的理由であること、②持分譲渡比率75%以上、③支払総額比率85%以上、④譲渡後1~3年の再譲渡禁止など、様々な許可条件がある。
 - 6 100%外資企業が日中合弁企業に変更となる場合も、合弁契約書の作成から認可申請まで新規設立と同様の手続きが必要となる。